

全体実施設計要綱（昭和54年3月20日付54構改D131号構造改善局長・畜産局長通知）新旧対照表

（下線の部分は改正部分）

改正後			現 行		
<p>第1 趣 旨 全体実施設計は、土地改良事業計画（<u>国営総合農地防災事業のうち土地改良法第87条の4の規定に基づく申請によらない耐震化対策にあつては、緊急耐震工事計画。以下同じ。</u>）及び地すべり防止事業基本計画における工事計画に係る詳細な設計であつて、これに基づき直ちに工事に着手できるような精度を有するものを作成して、事業着手後の総事業費の著しい変動を防止し、事業の円滑な進展に資することを目的とする。</p>			<p>第1 趣 旨 全体実施設計は、土地改良事業計画及び地すべり防止事業基本計画における工事計画に係る詳細な設計であつて、これに基づき直ちに工事に着手できるような精度を有するものを作成して、事業着手後の総事業費の著しい変動を防止し、事業の円滑な進展に資することを目的とする。</p>		
<p>第2～第6 （略）</p>			<p>第2～第6 （略）</p>		
<p>別表第1 土地改良事業における全体実施設計の対象事業</p>			<p>別表第1 土地改良事業における全体実施設計の対象事業</p>		
区 分	事 業 種 別	実 施 地 区	区 分	事 業 種 別	実 施 地 区
国営事業	かんがい排水事業	<p>全地区（国営造成土地改良施設整備事業、<u>直轄明渠排水事業及び施設応急対策事業</u>に係る地区並びに農村振興局長が指示する地区を除く。なお、農村振興局長が指示する地区は、原則としてダム、頭首工、揚水機場等高度の技術を要する工事を含まない地区とする。）</p>	国営事業	かんがい排水事業	<p>全地区（国営造成土地改良施設整備事業<u>及び直轄明渠排水事業</u>に係る地区並びに農村振興局長が指示する地区を除く。なお、農村振興局長が指示する地区は、原則としてダム、頭首工、揚水機場等高度の技術を要する工事を含まない地区とする。）</p>
	(削る。)	(削る。)		<p><u>耐震対策一体型かんがい排水事業</u></p>	<p>全地区（国営造成土地改良施設整備事業、<u>直轄明渠排水事業及び国営施設応急対策事業</u>に係る地区並びに農村振興局長が指示する地区を除く。なお、農村振興局長が指示する地区は、原則としてダム、頭首工、揚水機場等高度な技術を要する工事を含まない地区又はダム、頭首工、揚水機場等高度の技術を要する工事のうち<u>直近の手法によるレベル1地震動及びレベル2地震動に対する耐震性能照査において安全性を有している地区とする。</u>）</p>
	(削る。)	(削る。)		<p><u>地域防災対策一体型かんがい排水事業</u></p>	<p>全地区（国営造成土地改良施設整備事業、<u>直轄明渠排水事業及び国営施設応急対策事業</u>に係る地区並びに農村振興局長が指示する地区を除く。なお、農村振興局長が指示する地区は、原則としてダム、頭首工、揚水機場等高度な技術を要する工</p>

	(削る。)	(削る。)		水利システム再編事業（農地集積促進型）	事を含まない地区とする。） 農村振興局長が指示する地区 なお、農村振興局長が指示する地区は、原則としてダム、頭首工、揚水機場等高度の技術を要する工事を含む地区とする。
	(削る。)	(削る。)		環境保全型かんがい排水事業	全地区（国営造成土地改良施設整備事業及び直轄明渠排水事業に係る地区並びに農村振興局長が指示する地区を除く。なお、農村振興局長が指示する地区は、原則としてダム、頭首工、揚水機場等高度の技術を要する工事を含まない地区とする。）
	(削る。)	(削る。)		施設機能保全事業	農村振興局長が指示する地区 なお、農村振興局長が指示する地区は、原則としてダム、頭首工、揚水機場等高度の技術を要する工事を含む地区とする。
	(削る。)	(削る。)		農業用水再編対策事業	全地区
	(削る。)	(削る。)		農業用水再編対策事業（地域用水機能増進型）	全地区
	(削る。)	(削る。)		流域水質保全機能増進事業	全地区
	(略)	(略)		(略)	(略)
都道府県営事業	(削る。)	(削る。)	都道府県営事業	農業競争力強化基盤整備事業	都道府県知事が農業競争力強化基盤整備事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第2091号農林水産事務次官依命通知）の第7の通知を受けた地区で農村振興局長が指示するもの。 なお、農村振興局長が指示する地区は、原則としてダム、頭首工、揚水機場等高度の技術を要する工事を含む地区とする。
	(削る。)	(削る。)		農業基盤整備促進事業	都道府県知事が農業基盤整備促進事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第2089号農林水産事務次官依命通知）の第7の通知を受けた地区で地方農政局長

<p>農村地域防災減災事業</p>	<p>都道府県知事が農村地域防災減災事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第2114号農林水産事務次官依命通知）<u>第8の2</u>の通知を受けた地区で農村振興局長が指示するもの。</p> <p>なお、農村振興局長が指示する地区は、原則としてダム、頭首工、揚水機場等高度の技術を要する工事を含む地区又は農村地域防災減災事業実施要領（平成25年2月26日付け24農振第2118号農村振興局長通知）の要領<u>別表1の(10)</u>の事業を実施する地区とする。</p>	<p>農村地域防災減災事業</p>	<p>等が指示するもの。</p> <p><u>なお、地方農政局長等が指示する地区は、原則としてダム、頭首工、揚水機場等高度の技術を要する工事を含む地区とする。</u></p> <p>都道府県知事が農村地域防災減災事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第2114号農林水産事務次官依命通知）の<u>第7の2</u>の通知を受けた地区で農村振興局長が指示するもの。</p> <p>なお、農村振興局長が指示する地区は、原則としてダム、頭首工、揚水機場等高度の技術を要する工事を含む地区又は農村地域防災減災事業実施要領（平成25年2月26日付け24農振第2118号農村振興局長通知）の要領<u>別表1の(8)</u>の事業を実施する地区とする。</p>
<p>(削る。)</p>	<p>(削る。)</p>	<p>農業水利施設保全合理化事業</p>	<p>都道府県知事が農業水利施設保全合理化事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第1931号農林水産事務次官依命通知）の第5の通知を受けた地区で農村振興局長が指示するもの。</p> <p>なお、農村振興局長が指示する地区は、原則としてダム、頭首工、揚水機場等高度の技術を要する工事を含む地区とする。</p>
<p>(削る。)</p>	<p>(削る。)</p>	<p>水利施設整備事業（農地集積促進型）</p>	<p>都道府県知事が水利施設整備事業（農地集積促進型）実施要綱（平成27年4月9日付け26農振第2053号農林水産事務次官依命通知）の第5の通知を受けた地区で農村振興局長が指示するもの。</p> <p>なお、農村振興局長が指示する地区は、原則としてダム、頭首工、揚水機場等高度の技術を要する工事を含む地区とする。</p>
<p>農業競争力強化農地整備事業</p>	<p>都道府県知事が農業競争力強化農地整備事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2604号農林水産事務次官依命通知）第7の通知を受けた地区で農村振興局長が指示するもの。</p> <p>なお、農村振興局長が指示する地区は、原則としてダム、頭首工、揚水機場等高度の技術を要する工事を含む地区とする。</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>

	<p>農地中間管理機構 関連農地整備事業</p> <p>都道府県知事が農地中間管理機構関連農地整備事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2689号農林水産事務次官依命通知）第6の通知を受けた地区で農村振興局長が指示するもの。</p> <p>なお、農村振興局長が指示する地区は、原則としてダム、頭首工、揚水機場等高度の技術を要する工事を含む地区とする。</p>	(新設)	(新設)
	<p>水利施設等保全高度化事業</p> <p>都道府県知事が水利施設等保全高度化事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2702号農林水産事務次官依命通知）第7の通知を受けた地区で農村振興局長が指示するもの。</p> <p>なお、農村振興局長が指示する地区は、原則としてダム、頭首工、揚水機場等高度の技術を要する工事を含む地区とする。</p>	(新設)	(新設)
<p>団体営事業 （市町村、土地改良区、農業協同組合、その他都道府県知事が適当と認めるものを行う事業）</p>	<p>農村地域防災減災事業</p> <p>都道府県知事が農村地域防災減災事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第2114号農林水産事務次官依命通知）第8の2の通知を受けた地区で農村振興局長が指示するもの。</p> <p>なお、農村振興局長が指示する地区は、原則としてダム、頭首工、揚水機場等高度の技術を要する工事を含む地区又は農村地域防災減災事業実施要領（平成25年2月26日付け24農振第2118号農村振興局長通知）の要領別表1の(10)の事業を実施する地区とする。</p>	<p>団体営事業 農村地域防災減災事業</p>	<p>都道府県知事が農村地域防災減災事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第2114号農林水産事務次官依命通知）の第7の2の通知を受けた地区で農村振興局長が指示するもの。</p> <p>なお、農村振興局長が指示する地区は、原則としてダム、頭首工、揚水機場等高度の技術を要する工事を含む地区又は農村地域防災減災事業実施要領（平成25年2月26日付け24農振第2118号農村振興局長通知）の要領別表1の(8)の事業を実施する地区とする。</p>

別表第2 農地保全に係る地すべり等防止事業における全体実施設計の対象事業

区分	事業種別	実施地区
国営事業	農地保全に係る地すべり防止事業	全地区 <u>（直轄地すべり対策災害関連緊急工事に係る地区を除く。）</u>

別表第2 農地保全に係る地すべり等防止事業における全体実施設計の対象事業

区分	事業種別	実施地区
国営事業	農地保全に係る地すべり防止事業	全地区